

第30号議案

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3の規定により、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更する。

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

## 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に、「令和2年4月1日現在」を「令和4年4月1日現在」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和4年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和3年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。